



2021年3月4日

各 位

会 社 名 株式会社 プラコー
代表者名 代表取締役社長 古野 孝志
(JASDAQ・コード6347)
問合せ先 総務部部长 山崎 正彦
電 話 048-798-0222

(訂正)「当社前代表取締役に対する損害賠償請求訴訟の提起に関する
お知らせ」の一部訂正について

本日、2021年3月4日に発表しました標記適時開示につきまして、記載事項の一部に誤りがございましたので、下記の通り訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正箇所

「別紙. 訴状抜粋 要旨 2 水増し経費支出とそれによる重加算税の賦課について」

2. 訂正内容

【訂正前】

ちなみに、同賦課決定は、「貴社（原告代理人注：原告のこと。以下引用部分において同じ。）は、…台湾に所在する J社 から…装置部品を仕入れ、当該仕入れに係る対価として…注文書金額の合計金額 70,000,000 円の買入部品として計上し、当事業年度の損金の額に算入しています。しかし、当該仕入れに係る対価として J社 と合意した金額は、…仕入正当額（当初の見積額）の合計金額 43,815,000 円であったにもかかわらず、貴社は、当該仕入れに係る対価について、明確な理由なく、…差額の合計金額 26,185,000 円を加算した注文書を作成し、当該注文書に基づき買入部品として計上している事実が確認され」たことを理由としている。

【訂正後】

ちなみに、同賦課決定は、「貴社（原告代理人注：原告のこと。以下引用部分において同じ。）は、…台湾に所在する A社 から…装置部品を仕入れ、当該仕入れに係る対価として…注文書金額の合計金額 70,000,000 円の買入部品として計上し、当事業年度の損金の額に算入しています。しかし、当該仕入れに係る対価として A社

と合意した金額は、…仕入正当額（当初の見積額）の合計金額 43,815,000 円であったにもかかわらず、貴社は、当該仕入れに係る対価について、明確な理由なく、…差額の合計金額 26,185,000 円を加算した注文書を作成し、当該注文書に基づき買入部品として計上している事実が確認され」たことを理由としている。

以上